

第1章 海岸保全基本計画の概要

1. 海岸保全基本計画策定・改定の概要

1.1 計画策定・改定の考え方

平成 11 年に海岸法が改正され、それまでの“災害からの海岸の防護（防災）”に加えて“海岸環境の整備と保全”及び“公衆の適正な利用”が位置づけられたところであり、海岸管理者には、防災・環境・利用の面からバランスのとれた総合的な海岸管理を行うことが求められている。

また、都道府県では、国が定めた"海岸保全基本方針"に基づき、海岸の保全に関する基本的な方向性を明らかにするとともに、学識経験者や市町村長、地域住民などの意見を聴き、地域の意見を反映した"海岸保全基本計画"を沿岸毎に定めることになっている。

このことから、岩手県及び宮城県では、国が定めた海岸保全基本方針に基づき、三陸南沿岸（岩手県みやこ宮古市とどろがき鮎ヶ崎～宮城県いしのまき石巻市くろさき黒崎）を広域的な視点でとらえ、平成 16 年 5 月に地域の意見を反映した「三陸南沿岸海岸保全基本計画」を策定し、海岸特性に応じた海岸防護のための海岸保全施設整備等のもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した調和のとれた総合的な海岸保全を推進してきたところである。

そうした中、平成 23 年（西暦 2011 年）3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震津波により、三陸南沿岸においても海岸保全施設等に甚大な被害が発生した。このことを踏まえて、中央防災会議から新たな津波対策が示されるとともに、平成 26 年 6 月 11 日に公布された「改正海岸法」では、防災減災機能を有する樹林を海岸保全施設に位置づける措置がなされた。このため、震災被害の特徴や今後の防災対策で対象とする津波の考え方を踏まえ、主に「海岸の防護及び維持管理に関する事項」を今般改定するものである。また、被災した海岸保全施設の早急な復旧を推進するとともに、各市町の復興まちづくりとも調和するよう、引き続き、海岸環境の保全や海岸利用に配慮すべく、「海岸環境の整備及び保全に関する事項」等の必要な改定を行うものである。

改正の概要	
海岸の防災・減災対策の強化	
○海岸管理における防災・減災対策の推進	
➢ 堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林（「緑の防潮堤」）など粘り強い構造の海岸保全施設に位置付け	
➢ 関係者が海岸の防災・減災対策を協議するための協議会の設置	
○水門・陸閘等の安全かつ確実な操作体制の確立	
➢ 水門・陸閘等について、災害発生時に現場操作員の安全を確保しつつ適切に操作するための操作方法、訓練等に関する操作規程等の策定	
➢ 災害時の海岸管理者による障害物の処分等の緊急措置及び水門・陸閘等の操作従事者等に対する損害補償規定の整備	
海岸の適切な維持管理の確保	
○海岸保全施設の適切な維持管理	
➢ 海岸管理者の海岸保全施設に関する維持・修繕の責務を明確化し、予防保全の観点から維持・修繕基準を策定	
➢ 船舶が座礁等した場合に海岸保全施設の損傷等を防止するため、海岸管理者は当該船舶の撤去を命令	
○地域の実情に応じた海岸の維持管理の充実	
➢ 海岸管理者は海岸の管理に協力する法人又は団体（NPO等）を海岸協力団体として指定	

H26. 6. 11 公布 海岸法改正の概要

1.2 計画改定の対象範囲

「三陸南沿岸海岸保全基本計画」の計画改定の対象範囲は、北は鮎ヶ崎（岩手県宮古市）から南は黒崎（宮城県石巻市）までの区間で、海岸線の出入りが多い複雑な海岸線を持つため、総延長は約873kmと長大になっている。

【沿岸名】三陸南沿岸

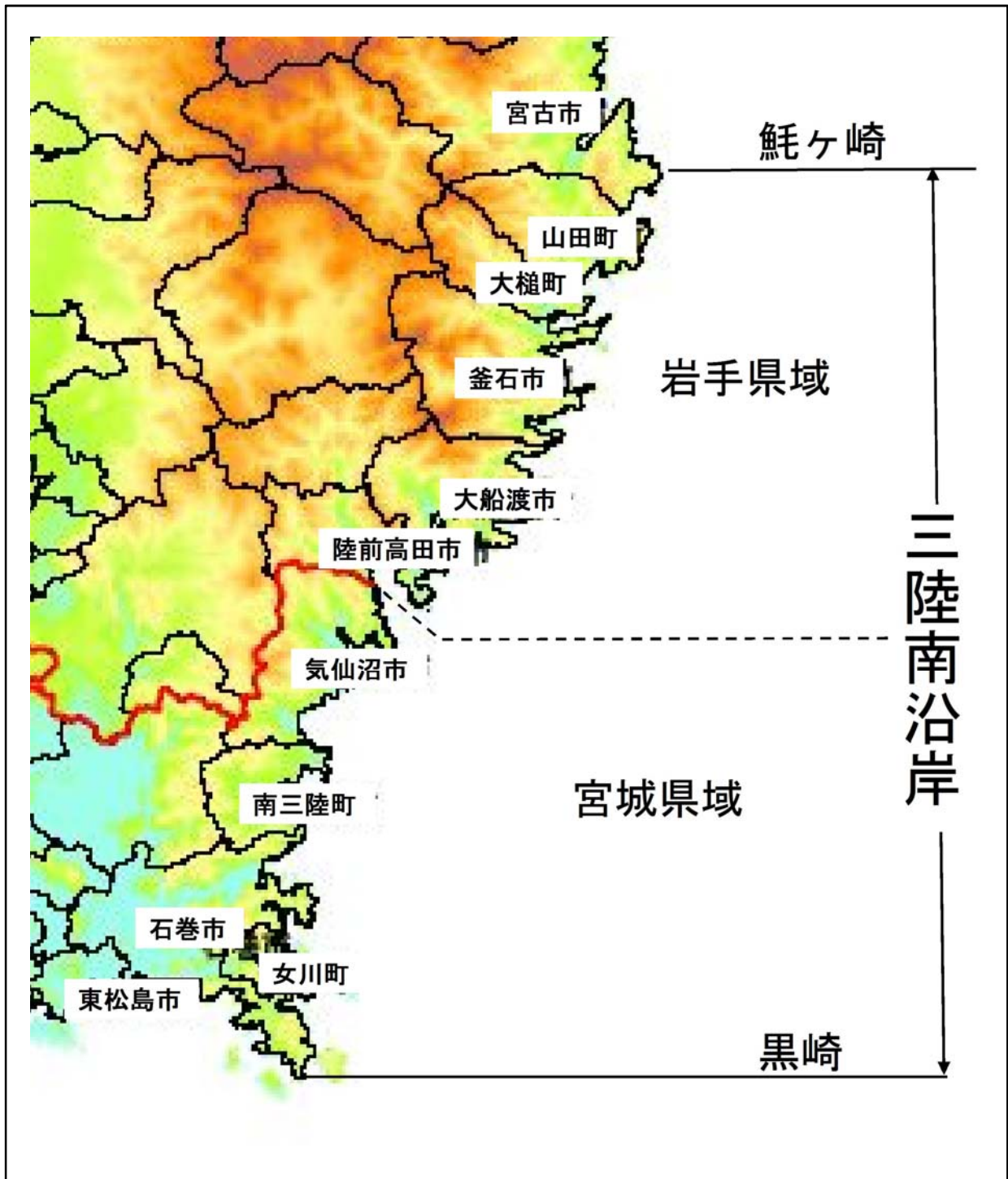
【区 域】起 点：鮎ヶ崎（岩手県宮古市）～終 点：黒崎（宮城県石巻市）

【延 長】約873km（岩手県：約446km、宮城県：約427km）

【自治体】岩手県：4市2町、宮城県：2市2町

沿岸名	三陸南沿岸			
都道府県名	岩手県		宮城県	
境界	鮎ヶ崎（宮古市）～ 宮城県境（陸前高田市）		岩手県境（気仙沼市）～ 黒崎（石巻市）	
沿岸総延長	873,162m			
	446,028m		427,134m	
沿岸市町村	宮古市	20,015m	気仙沼市	127,198m
	山田町	70,817m	南三陸町	75,147m
	大槌町	23,275m	石巻市	153,839m
	釜石市	125,099m	女川町	70,950m
	大船渡市	159,104m		
	陸前高田市	47,718m		
	(4市2町)		(2市2町)	

出典：「海岸統計」平成23年度版（平成22年度）、国土交通省河川局編より



海岸保全基本計画の策定区分（位置図）

1.3 計画策定・改定に関する基本的な事項

海岸保全基本方針では、海岸保全基本計画の作成に関する「定めるべき基本的な事項」と「留意すべき重要事項」を次のように提示している。

(1) 定めるべき基本的な事項

1) 海岸の保全に関する基本的な事項

海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として以下を定める。

イ 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

自然的特性や社会的特性を踏まえ、海岸保全の長期的なあり方を定める。

ロ 海岸の防護に関する事項

防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。

ハ 海岸環境整備及び保全に関する事項

海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を定める。

ニ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容を定める。

2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

沿岸の各地域ごとの海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項として定めるものは次の事項とする。

イ 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

① 海岸保全施設を整備しようとする区域

一連の海岸保全施設を整備しようとする区域を原則として定める。

② 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

①の区域ごとに海岸保全施設の種類、規模及び配置等について定める。

③ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設の種類によって津波、高潮等による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等を示す。

ロ 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

① 海岸保全施設の存する区域

② 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

③ 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

(2) 留意すべき重要事項

海岸保全基本計画を策定・改定するに当たって留意した事項は次のとおりである。

1) 関連計画との整合性の確保

計画策定時においては、地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に配慮し、地域が一体となった計画の推進が重要であることから、県土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保した。

また、計画改定時においても、地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に配慮し、地域が一体となった計画の推進が重要であることから、県土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域防災計画、災害関連計画等関連する計画との整合性を確保した。

2) 関係行政機関との連携・調整

計画策定時及び計画改定時においては、「三陸南沿岸海岸保全基本計画策定行政連絡会」等を設置し、広範囲及び様々な分野にわたる総合的な連携調整を図った。

3) 地域住民の参画と情報公開

計画策定時においては、策定段階において、有識者及び住民代表からなる懇談会、住民説明会及び縦覧を実施し、意見を本計画に十分に反映させた。

また、計画改定時においても、宮城県では「宮城県沿岸懇談会」等を開催し、有識者及び住民等の意見を計画改定に反映させた。

1.4 計画策定・改定の流れ

(計画策定の流れ)

三陸南沿岸の海岸保全基本計画の策定に当たっては、国が海岸保全基本方針によって示す"定めるべき基本的な事項"に基づいて「海岸の保全に関する基本的な事項」及び「海岸保全施設の整備に関する基本的な事項」の二つに分けて検討を進めた。

①海岸の保全に関する基本的な事項

- ・ 「三陸南沿岸懇談会」を組織し、沿岸全体を視野に入れた検討を行った。

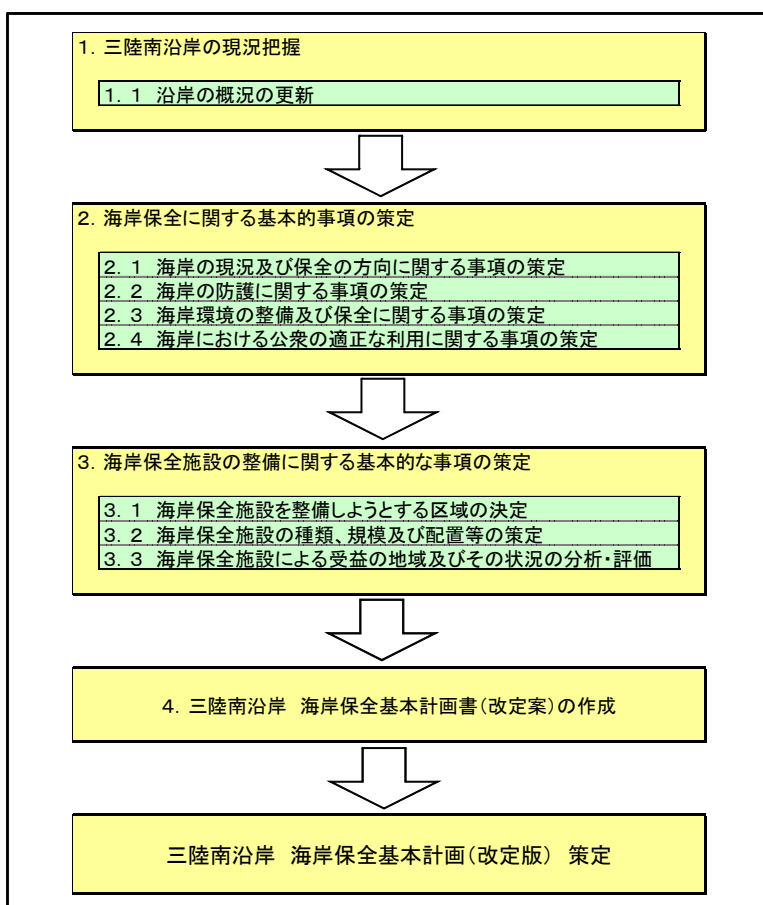
②海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

- ・ 各地域毎に地域懇談会を開催して、地域の特性に配慮した施設計画を検討した。

③上記をとりまとめた計画素案に対し、「三陸南沿岸懇談会」で最終的な検討を行った。

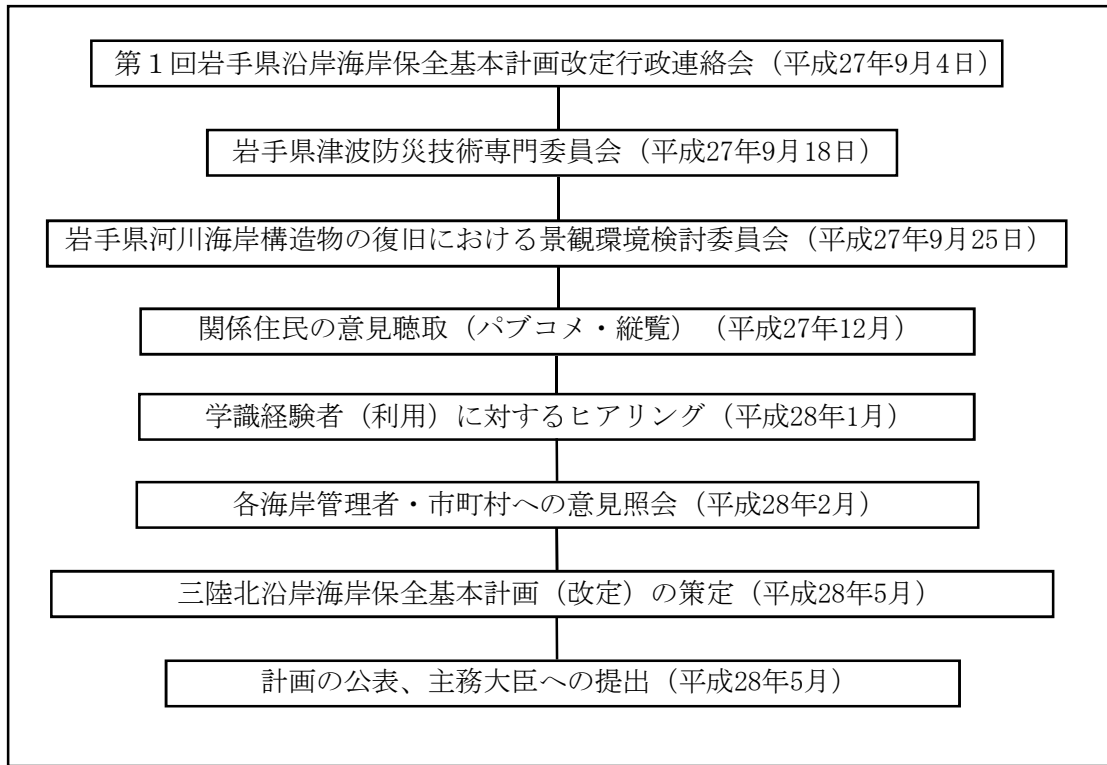
(計画改定の流れ)

本改定にあたり、岩手県では「岩手県津波防災技術専門委員会」等を設置し、宮城県では「宮城県沿岸懇談会」等を設置し、最終的な検討を行った。



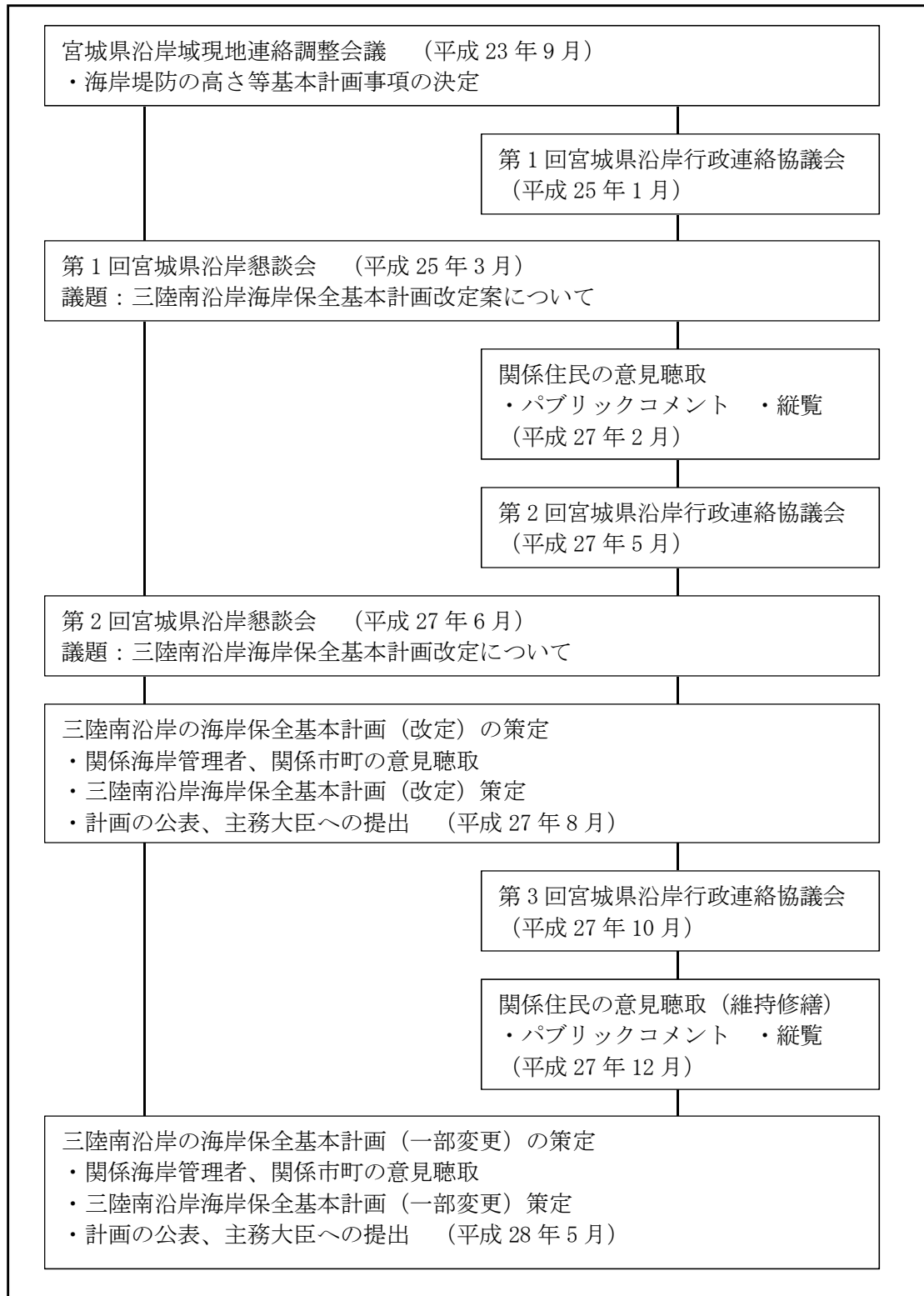
三陸南沿岸 海岸保全基本計画策定フロー（検討内容、計画改定時）

(岩手県)



三陸南沿岸 海岸保全基本計画策定フロー (策定手順、計画改定時)

(宮城県)



三陸南沿岸 海岸保全基本計画策定フロー (策定手順、計画改定時)